

九州大学社会連携推進室規程

平成 16 年度九大規程第 8 号
制 定：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：令和 4 年 3 月 31 日
(令和 3 年度九大規程第 120 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、社会連携推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(グループ)

第 2 条 推進室に次に掲げるグループを置く。

社会連携推進グループ

科学コミュニケーション推進グループ

(業務)

第 3 条 推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 社会連携推進戦略の基本方針の策定に関すること。
- (2) 自治体等との連絡調整に関すること。
- (3) 社会連携に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 生涯学習及び公開講座の企画立案及び実践活動に関すること。
- (5) その他社会連携の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第 4 条 推進室は、室長、副室長、グループ長、室員及び協力教員をもって構成する。

(室長)

第 5 条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第 6 条 副室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

(グループ長)

第 7 条 第 2 条の各グループにグループ長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

2 グループ長は、室長を補佐し、グループの業務を整理する。

(室員)

第 8 条 室員は、教職員若干人をもって充てる。

2 室員は、グループ長の命を受け、所属するグループの業務を処理する。

(協力教員)

第 9 条 協力教員は、社会連携の推進又は生涯学習及び公開講座の活動に関し専門的知識を有する教員のうちから室長が指名する。

2 協力教員は、グループ長の命を受け、所属するグループの業務の処理を助ける。

3 協力教員の任期は、2 年の範囲内で室長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、協力教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第 10 条 推進室に、推進室の業務に関する専門的事項について指導及び助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本学の職員又は本学以外の機関に所属する者で、第 3 条に規定する業務に関し専門的知識を有する者のうちから、室長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

3 アドバイザーの任期は、2 年の範囲内で室長が定める期間とし、再任を妨げない。

(社会連携推進室会議)

第 11 条 推進室に、第 3 条に定める事項を審議するため、九州大学社会連携推進室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、社会連携推進室の構成員をもって充てる。
- 3 会議に議長を置き、社会連携推進室長をもって充てる。
- 4 会議に副議長を置き、社会連携推進室副室長をもって充てる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 議長が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(事務)

第12条 推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、企画部社会共創課において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第203号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第60号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第91号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第23号)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第101号)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に協力教員として指名されている者の任期は、この規程による改正後の九州大学社会連携推進室規程（平成16年度九大規程第8号）第7条第3項の規定にかかわらず、平成21年9月30日までとする。

附 則 (平成22年度九大規程第50号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第103号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第36号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第118号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第102号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第114号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第161号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第26号)

この規程は、令和2年10月26日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第34号)

この規程は、令和2年12月14日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第108号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第120号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。